

第 3 章 P C B 廃棄物の安全な収集・運搬のあり方と それを担保するための方法や措置

3.1 危険物の輸送に関する国連勧告

(1) 危険物の輸送に関する国連勧告の性格、目的及び内容

危険物の輸送に関する国連勧告は、技術的進歩、新しい物質及び材料の出現、現代の輸送システムの要請、特に、人間、財産及び環境の安全確保の必要性に鑑み、国連危険物輸送専門家委員会により策定されており、危険物輸送規則に係わる政府及び国際機関にあてられたものである。この勧告は、危険物輸送分類及び定義の原則、主たる危険物のリストアップ、包装に関する一般要件、試験方法、標識又は標識並びに輸送書類について規定し、さらに、特定のクラスの危険物に対する特別規定を設けている。

(出典)「危険物の輸送に関する国連勧告 平成7年1月 運輸省海上技術安全局検査測度課」

(2) 危険物輸送規則の基本原則

危険物の輸送は、輸送中における人的及び物的災害並びに輸送機器又は他の貨物への損害をできる限り防止するために規制され、同時に、輸送規則は、輸送に適さないほど危険な物を除き危険物の流通を妨げないような構成でなければならない。このことを除いて規則の目的は、輸送中における危険物の危険性の排除または最小化を図ることである。

(出典)「危険物の輸送に関する国連勧告 平成7年1月 運輸省海上技術安全局検査測度課」

(3) 危険物の輸送に関する国連勧告における P C B の位置付け

P C B は、この危険物の輸送に関する国連勧告においてはクラス9（有害性物質）と規定されているが、具体的に係る主な規定としては、容器包装に関する規定、タンクコンテナ輸送に関する規定、輸送手続きに関する規定である。

容器包装に関する規定

- ・既存の各国における国内規則

タンクコンテナ輸送に関する規定

- ・運送危険物の性状との適合性の観点から同等以上の安全性を有し、かつ、衝撃、負荷及び火災に対し同等以上の耐久性を有するタンク

輸送手続きに関する規定

- ・標識の仕様
- ・携行書類の書式 など

3.2 カナダ連邦法による P C B 含有物の輸送規定

カナダ連邦法では、P C B 含有物（トランスやコンデンサ等の P C B 使用電気機器を含む）について主に以下のような輸送規定が定められている。

(1) P C B 使用機器等の道路または鉄道輸送

- a) 48 時間以内に最大限抜油され、

- b) 全ての開孔部分が栓又は封をされ、
- c) 輸送中の残留液体の漏出を防止する封じ込め手段があり、
- d) 封じ込め手段中には残留液体を吸収する十分な量の吸収材があり、
- e) 電気機器、部品、及び封じ込め手段には、輸送中に吸収材に降水が侵入したり、封じ込め材又は中の物質が流れ出たりしないように、覆いがかけられていること

(2) 上記(1)で抜油が不可能であったり、不適切な場合の道路または鉄道輸送

- a) 電気機器又は部品は下記の中に置く
 -) 漏れのない容器又は封じ込め材、又は
 -) 次の条件の受けパン
 - A) 電気機器の銘板に記された容量の 125%以上の容量、かつ
 - B) 銘板に記された容量の 110%以上を吸収できる吸収材入り
- b) 電気機器、部品、及び封じ込め手段には、輸送中に吸収材に降水が侵入したり、封じ込め材又は中の物質が流れ出たりしないように、覆いがかけられていること
- c) 抜油していないことを、輸送者に書面で伝えなくてはならない

(3) 上記(1)(2)以外のPCB含有物の道路または鉄道輸送

- a) PCB混合物が次のものの中にあり、
 -) 別に定める基準を満たす多重容器又は一重容器
 - A) 陶磁器、プラスチック、又は金属製の内側容器
 - B) 次のような外側容器
 - イ) 鋼、アルミ、合板、繊維、プラスチック製のドラム、又は
 - ロ) 合板、木、再構成材木、又は繊維板製の箱
 - C) 内側と外側の容器の間に外側容器からの液体の放出を防止するための十分な吸収材
 - D) 一重容器は、PCB混合物や分離された PCB が流れ出ないものの場合を除き、蓋が完全に開く場合は不可。
 -) 液密性のある密閉大型容器
- b) 輸送時の通常の条件下において、漏れ、放出などの不安全な状態にならないように、設計され、PCB混合物に耐性がある、漏れのない容器又は梱包

(4) 危険物輸送中に、それに起因する危険な状態を発見又は知らされた管理責任者は、直ちに下記に通報するか、通報させなければならない。

- a) 輸送物がある地域の所轄行政又は定められた連絡先
- b) 鉄道輸送車輛の場合は CANUTEC
- c) 船舶の場合は、
 -) 最も近い Canadian Coast Guard Ship Safety Office 及び
 -) 最も近い港湾管理者
- d) 航空機、格納庫、又は格納庫近くでの航空貨物の場合は、所轄の航空管理行政、空港の場

合はさらに空港管理者。

e) 雇用者

f) 道路輸送車輛の場合は、車輛の輸送者、貸借者

g) 危険物の所有者又は委託者

3.3 PCB廃棄物の収集・運搬に関する法規

日本国内においては、危険物の道路輸送に関して、事故を想定して法規制を行っているのは、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の輸送に関してのみであり、その他の危険物の輸送に関しては、安全かつ確実な輸送を行う上で満たされるべきルールを「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「消防法」などで規定しているのみである。

また、PCBについては、その有害性がカネミ油症事件等で問題になって以来、そもそも移動させないで、事業者が保管しておくことを前提に行政指導や法制度の整備がなされてきたため、今日のようにPCBの無害化処理のために大量に輸送することが必要になる状況を想定した法体系とはなっていない。PCBの収集・運搬に関する法規を表3-1にとりまとめて示す。

表3-1 PCBの収集・運搬に関する法規

法規名称	概要	備考
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」 (以下、廃棄物処理法と略す)	廃棄物処理法では、PCB廃棄物は特別管理産業廃棄物(但し、廃テレビ等のPCB使用部品は特別管理一般廃棄物)として通常の産業廃棄物より厳重な管理が義務付けられており、関係政省令等で収集・運搬に関する基準が定められている。	収集・運搬に関する基準の詳細は次節参照
「消防法」	PCBは3塩化PCBが第4類第3石油類(指定数量2,000リットル)の危険物、4塩化PCB以上のPCBが第4類第4石油類(指定数量6,000リットル)の危険物に指定されており、指定数量以上の危険物の運搬については、消防法令において基準が定められている。	収集・運搬に関する基準の詳細は次節参照
「化学物質の審査及び製造等の記載に関する法律」(以下、化審法と略す)	鉄道車両用PCBの使用・保管に関する技術上の基準が化審法の関連省令で定められている。	-
「船舶安全法」	船舶安全法の関連規則・告示において、PCBを含む危険物の船舶運送等の規則が定められている。その中では主に以下のような規定が定められている。 ・危険物の排出があった場合または排出の恐れがある場合は、直ちに最寄りの海上保安機関に通報すること ・危険物の容器及び包装は、漏洩または損傷の恐れがなく、かつ、当該危険物に対し、安全なものであること ・所定の容器(中型容器または大型金属容器)に入れるか、吸収材の入った漏れ防止型金属トレイか金属容器に入れて船舶運送	-

表3-1の中で、内陸に位置する豊田市においてPCB廃棄物の収集・運搬に関する法規は「廃棄物処理法及び関係法令」と「消防法及び関係法令」である。次章において、各々の収集・運搬に関する基準を示す。なお、「廃棄物処理法及び関係法令」と「消防法及び関係法令」で取り入れられていない基準については、「船舶安全法及び関係規則」の考え方も参考にする。

3.4 廃棄物処理法等の規定に基づく収集・運搬のあり方

(1) PCB 廃棄物の収集・運搬に関する廃棄物処理法令上の主な基準

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃棄物処理法と略す）」関係法令上に規定された PCB 廃棄物の収集・運搬（積替・保管も含む）に関する主な基準は以下のとおりである。

人の健康または生活環境に係る被害が生じないようにすること。

その他の物と混合するおそれのないように、他の物と区分して収集し、または運搬すること。
運搬車および運搬容器は、PCB 廃棄物が飛散し、および流出しならびに悪臭が漏れるおそれのないものであること。

PCB 廃油、PCB 汚染物または PCB 処理物は、容器に入れ密封することなど当該廃油の揮発防止のために必要な措置および高温にさらされないために必要な措置を講ずること。

PCB 汚染物または PCB 処理物は、腐食の防止のために必要な措置を講ずること。

(2) 廃棄物処理法令上の規定に基づく収集・運搬及び積替・保管のあり方

廃棄物処理法令上の規定に基づいて、PCB 廃棄物の収集・運搬及び積替・保管のあり方を整理すると以下のとおりである。

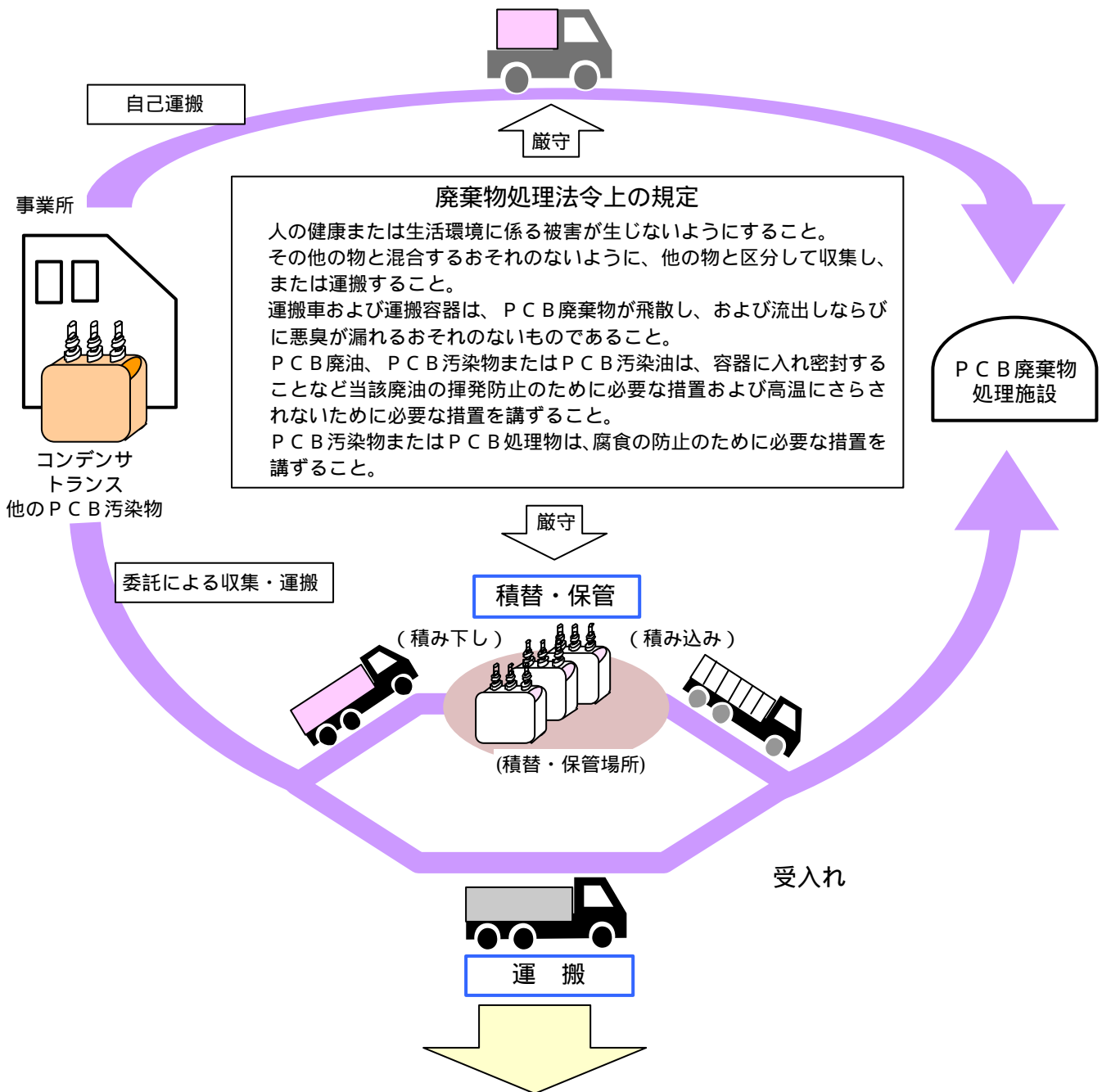
収集・運搬中に PCB 等の汚染物質が一般環境へ漏れないような収集・運搬

PCB 廃棄物に限定した収集・運搬

密閉性の高く、しかも、PCB 廃棄物の転倒、漏洩等を防止できる収集・運搬及び積替・保管

密閉性の高く、しかも、外気温度や直射日光の影響を受け難い収集・運搬及び積替・保管

日光の直射や降雨等の影響を受けないように被覆した収集・運搬及び積替・保管



廃棄物処理法令上の規定に基づく収集・運搬及び積替・保管のあり方

収集・運搬中にP C B等の汚染物質が一般環境へ漏れないような収集・運搬

P C B廃棄物に限定した収集・運搬

密閉性の高く、しかも、P C B廃棄物の転倒・漏洩等を防止できる収集・運搬及び積替・保管

密閉性の高く、しかも、外気温度や直射日光の影響を受け難い収集・運搬及び積替・保管

日光の直射や降雨等の影響を受けないように被覆した収集・運搬及び積替・保管

図3 - 1 廃棄物処理法令上の規定に基づく収集・運搬及び積替・保管のあり方

(3) PCBの消防法令上の規定とそれに基づく収集・運搬のあり方

「消防法」及び関係法令では、3塩化PCBが第4類第3石油類(指定数量2,000リットル)の危険物に、4塩化以上のPCBが第4類第4石油類(指定数量6,000リットル)の危険物に指定されており、指定数量以上の危険物の運搬には、所定の車両標識の掲載が義務付けされている。また、危険物を収納した運搬容器を積み重なる場合において、高さは3m以下にすることが規定されている。

廃棄物処理法令の規定と重複する部分を除いて、消防法及び関係法令の規定に基づいてPCB廃棄物の収集・運搬のあり方を整理すると以下のとおりである。

- 危険物運搬の車両標識を掲げた収集・運搬
- 積み上げ高さを低めに制限した収集・運搬

(4) PCBの船舶安全法及び関係規則上の規定を参考にした収集・運搬のあり方

廃棄物処理法令と消防法及び関係法令で取り入れられていない基準について、船舶安全法及び関係規則の考え方を参考にしてPCB廃棄物の収集・運搬のあり方を整理すると以下のとおりである。

- 収集・運搬中に漏洩があった場合には直ちに関係機関に連絡
- 漏洩や損傷の恐れがない容器を用いた収集・運搬
- 万が一の液漏れ等が生じた場合に備えて受けトレイ・容器や吸収材を常備した収集・運搬

3.5 PCB廃棄物の保管状況等を考慮した収集・運搬のあり方

(1) PCB廃棄物の保管状況の問題点

事業者による高圧トランスや高圧コンデンサ等のPCB廃棄物の30年間以上にわたる長期間の保管によって、容器の腐食・損傷とそれに伴う液漏れの問題が懸念されている。

(2) 保管されているPCB廃棄物の大きさと収集・運搬の問題点

保管されている高圧トランスや高圧コンデンサの重量と容器寸法(例)を表3-2と表3-3に示す。高圧トランスについては、定格容量が最も小さい20KVAでさえ総重量が240kgあり、運搬車両への積み込み・積み下ろしには専用のクレーン機材が必要である。また、高圧コンデンサについては、定格容量が100KVAを越えると総重量が50kgを超過し、定格容量が200KVAを越えると総重量が100kgを越えるため、運搬車両への積み込み・積み下ろしには専用のクレーン機材が必要となってくる。

表3-2 高圧トランスの重量と容器寸法(例)

定格容器(KVA)	20	30	50	75	100	150	200	300	500	750	1,000	1,500	2,000
総重量(kg)	240	350	500	710	900	1,155	1,540	1,915	3,120	4,800	5,860	7,740	9,020
容器幅(mm)	690	780	825	910	970	1,220	1,170	1,330	1,540	1,880	2,030	2,550	2,650
容器奥行(mm)	370	480	610	700	720	740	930	1,080	1,130	1,310	1,450	2,450	2,500
容器高(mm)	875	945	1,005	1,175	1,325	1,325	1,570	1,600	1,890	2,320	2,560	2,850	2,850

表3-3 高圧コンデンサの重量と容器寸法(例)

定格容器(KVA)	10	15	20	25	30	50	75	100	150	200	250	300	400	500
総重量(kg)	16	19	20	23	25	33	47	53	83	110	143	176	232	300
容器幅(mm)	510	510	520	510	510	520	560	580	765	725	870	775	735	880
容器奥行(mm)	155	155	165	160	155	155	160	170	190	190	200	530	530	550
容器全高(mm)	460	485	485	525	560	675	780	780	780	1,045	1,045	820	1,085	1,085

(3) PCB廃棄物の保管状況等を考慮した収集・運搬のあり方

PCB廃棄物の保管状況の問題点とPCB廃棄物の大きさによる収集・運搬の問題点を考慮して、PCB廃棄物の収集・運搬のあり方を整理すると以下のとおりである。

腐食・損傷による液漏れが生じてもPCBが外部に漏れないような収集・運搬
運搬車両への積み込み・積み下ろしのためのサポート機材を常備した収集・運搬

3.6 PCB廃棄物等の危険物の運搬事故事例に配慮した収集・運搬のあり方

(1) PCB廃棄物等の危険物の運搬時における事故事例

国内外でのPCB廃棄物等の危険物の運搬時における事故事例を表3-4に示す。

表3-4 PCB廃棄物等の危険物の運搬時における事故事例

事例	概要	出典
事例1	1988年12月7日にイタリア南部の州道上でイタリア最大のタイヤ会社であるPirelli社のトラックが廃トランス(PCB商品(含有量75.6%)及びポリクロロベンゼンからなる絶縁剤)を高速道路で運搬中に急ブレーキにより、トランスのバルブ溶接が破損、1,400kgのApirolio(PCB含有率75.6%、微量のダイオキシン類含有、イタリアのPCB商品名)が12kmにわたって漏出した。 この事故に対してすぐに周辺への立入禁止措置がとられ、2ヵ月後に汚染範囲が特定、汚染された対象物の修復措置がとられた。約8ヵ月間に渡って、この地域の食物、木材の取り入れは禁止され、道路のスクラップ化により1,000トン以上のアスファルト、碎石、木材、農産物が有害廃棄物として管理埋立された。1990年春に修復は一応終了したものの、ヒト、動物などのモニタリングは継続されている。これらの修復に要した総経費は300万ドル(3~4億円)で、全額このトラック保有会社が負担した。	1.2.
事例2	1985年4月13日にカナダ横断高速道路において、平床トラックに積んであったPCB入りトランスから液状PCBが10kmにわたって漏洩した。汚染された高速道路の舗装部分は剥がされて、交換された。トラックの後ろから高速道路を移動した人々の健康への影響について、重大な懸念がメディアによって表明された。	3.
事例3	1997年9月5日午前5時33分頃、静岡県内東名高速道路下り線に198.3KP付近において、危険物であるステアリン酸クロライド10.1キログラムを積載したタンクローリーが中央分離帯に衝突横転し、ステアリン酸クロライド1.6キログラムが流出した。この事故で、現場付近の東名高速道路が約15時間にわたり通行止めとなった。	4.
事例4	1997年8月2日午前7時50分頃、三重県名阪国道上り線15.8KP付近において、危険物である塩酸12.7キログラムを積載したタンクセミトレーラーから白煙が上がっているのに運転手が気づき、確認したところ、タンクローリーのバルブ部が緩み、塩酸500リットルが漏れ、気化していることが判明した。この事故で現場付近が約2時間20分にわたり通行止めとなった。	4.
事例5	1997年7月30日午前8時22分頃、神奈川県内東名高速道路下り線31.8KP付近において、危険物であるガソリン・軽油を積載したタンクセミトレーラーが制限速度超過の上、ハンドル操作を誤り、横転炎上した。この事故で現場付近の東名高速道路が約3時間にわたり通行止めとなった。	4.
事例6	1996年7月17日午前5時52分頃、東京都渋谷区内の首都高速道路4号線下りにおいて、危険物であるガソリン等2万リットルを積載したタンクセミトレーラーが制限速度超過の上、ハンドル操作を誤り、横転・滑走し、積載のガソリン等の大半が路上に流出、炎上、付近の樹木、マンションの壁などを焼燬した。車両は3時間55分にわたり炎上を続け、約10時間30分にわたり、高速道路が通行止めとなった。	4.

(出典)1.「ゴミと化学物質 酒井伸一著 岩波新書」

2. DE FELIP E, DI DOMENICO A: A case study: A polychlorobiphenyl (PCB) spill on a state road in southern Italy, Toxicol Environ. Chem., Vol.27, NO.4, pp.201-208, 1990

3.「PCBに関する国際セミナー予稿集 - カナダにおけるPCBの管理と処理 John C.Hiborn 1996年12月2日~4日」

4.「高速道路における危険物車両の事故発生時の迅速な処理体制の確立に向けての調査研究報告書 平成10年3月 社団法人全日本トラック協会」

(2) PCB廃棄物等の危険物の運搬時における事故事例に配慮した収集・運搬のあり方

PCB廃棄物等の危険物の運搬時における事故事例に配慮して、PCB廃棄物の収集・運搬のあり方を整理すると以下のとおりである。

液漏れの生じ難い運搬方法の採用

安全性の高い運搬ルートや運搬スケジュールの確定とその遵守

万が一の液漏れ事故が生じても速やかに事故が確認できる体制

万が一の液漏れ事故が生じた場合に速やかに液の拡がりを防ぐ対応が取れる準備

万が一の事故が生じた場合の関係機関（警察、消防、道路管理者、自治体等）への連絡体制の整備と連絡方法の確保

万が一の事故が生じた場合を想定した訓練の定期的実施やマニュアルの整備

3.7 国内（鐘淵化学工業㈱）におけるPCB搬送事故防止対策の事例

鐘淵化学工業㈱では高砂事業所において、1987年～1989年にかけて液状廃PCB（5,500t）の高温熱分解処理を実施しているが、その折に液状廃PCBの搬送を実施している。そのPCB搬送事故防止において、留意された主な事項を以下に示す。

(1) PCBを搬送する際の必要な事項

標示 それぞれの容器に「危険物」「取扱い上の注意事項」を記載したラベルを貼る。

容器 堅固な鋼製容器（ドラム缶）を使用すること。やむをえず他の容器を使う場合は適切な補強をすること。

事故対策 事故が発生した時直ちに処置が講ぜられるように次の物品を積載しておくこと。

消火器（ABC 10型粉末消火器）

吸着材（白土、ウェス、ポリウレタンフォーム等）

保護具（メガネ、手袋、長靴、保護衣等）

(2) 輸送の場合必ず守るべき事項

運転手は危険物搬送の資格をもっていること。

車輦に危険物積載の標示板をとりつけること。

他の物品と混載してはいけない。

烈しい雨降りの場合には搬送してはいけない。

輸送の経路は国道等主要道路を使用し兵庫県内は兵庫県警察本部の指示する道路を使用すること。（輸送心得表の地図に赤線で記入してある）

ドラム缶等の積載は口金を上にし充分固定すること。

(3) 以下のような事項を掲載した輸送心得表の運転手の携行

PCB廃油を積載していること

保護メガネ、保護手袋、保護長靴、保護衣、白土、ウェスの積載場所

事故発生時の連絡先（警察署、消防署、保健所、鐘淵化学工業など）

事故発生時の応急処置手順（漏洩が生じた場合）

P C B 廃油に接触した場合の処置の手順

混載禁止

搬送道順

P C B 特性

A B C 1 0 型粉末消火器の積載

3 . 8 P C B 廃棄物の安全かつ確実な収集・運搬のあり方

前述した“ 海外の輸送規定 ”、“ 国内の関係法令等の遵守 ”、“ 保管状況対応 ”、“ 事故等の異常時対応 ”、“ 国内の搬送事故防止対策事例 ” の5つの観点から、P C B 廃棄物の安全かつ確実な収集・運搬（積替・保管も含む）のあり方を整理し、表3 - 5のように取りまとめている。

表 3 - 5 P C B 廃棄物の安全かつ確実な収集・運搬のあり方

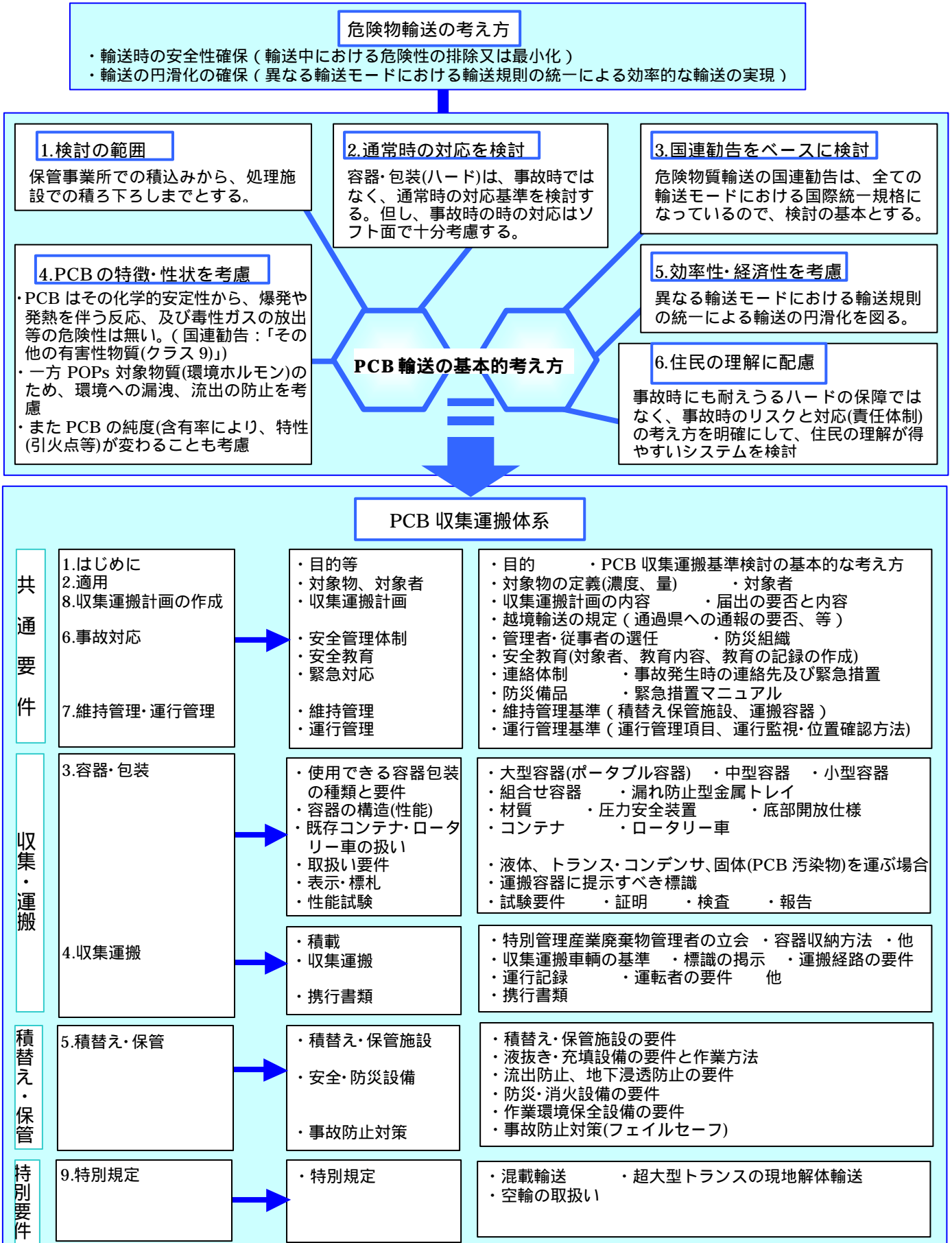
P C B 廃棄物の安全かつ確実な収集・運搬のあり方	
海外の輸送規定	<p>タンク輸送の場合、衝撃・負荷・火災に対する耐久性・安全性のある収集・運搬 標識や携行書類のルールを定めた収集・運搬 輸送中の液漏れ防止措置を施した収集・運搬 万が一の液漏れが生じた場合に備えて受けパンや吸収材を常備した収集・運搬 危険な状態が生じた場合の通報</p>
国内の関係法令等の遵守	<p>P C B 等の汚染物質が一般環境へ漏れないような収集・運搬 P C B 廃棄物に限定した収集・運搬 密閉性が高く、しかも、P C B 廃棄物の転倒・漏洩等を防止できる収集・運搬及び積替・保管 密閉性が高く、しかも、外気温度や直射日光の影響を受け難い収集・運搬及び積替・保管 日光の直射や降雨等の影響を受けないように被覆した収集・運搬及び積替・保管 危険物運搬の車両標識を掲げた収集・運搬 積み上げた高さを低めに制限した収集・運搬 収集・運搬中に漏洩があった場合には直ちに関係機関に連絡 漏洩や損傷の恐れのない容器を用いた収集・運搬 万が一の液漏れ等が生じた場合に備えて受けトレイ・容器や吸収材を常備した収集・運搬</p>
保管状況対応	<p>腐食・損傷による液漏れが生じても P C B が外部へ漏れないような収集・運搬 運搬車両への積み込み・積み下ろしのためのサポート機材を常備した収集・運搬</p>
事故等の異常時対応	<p>液漏れの生じ難い運搬方法の採用 安全性の高い運搬ルートや運搬スケジュールの確定とその遵守 万が一の液漏れ事故が生じても速やかに事故が確認できる体制 万が一の液漏れ事故が生じた場合に速やかに液の拡がりを防ぐ対応が取れる準備 万が一の事故が生じた場合の関係機関（警察、消防、道路管理者、自治体等）への連絡体制の整備と連絡方法の確保 万が一の事故が生じた場合を想定した訓練の定期的実施やマニュアルの整備</p>
国内の搬送事故防止対策事例	<p>車輛や容器に危険物輸送の掲示板や標示・ラベルをつける 堅固な鋼製容器の使用 事故の発生を想定して、消火器・吸着材・保護具を常時積載 他の物品との混載禁止 豪雨時の搬送禁止 輸送経路・道順の事前決定（警察との確認） 運転手は危険物搬送の資格保有者に限定 事故発生時の対応マニュアル等の運転手の携行</p>

3 . 9 P C B 廃棄物の収集・運搬に係る基準化検討の動向

平成 13 年 3 月に環境省産業廃棄物課によって、P C B 収集運搬技術調査検討委員会が設置され、P C B 廃棄物の輸送経路、輸送媒体、輸送場所、輸送物の性状・形状、運行管理、事故時の対応等を含めた、安全性・効率性を確保した収集・運搬システム及びその基準化が検討されており、その成果は全国的な基準（ガイドライン）として 9 月頃にまとめられる予定である。

現時点でのとりまとめ体系を次頁に示す。

表 3 - 6 PCBの収集運搬体系一覧表



出典) 第2回 PCB 収集運搬技術調査検討委員会(平成13年6月15日)資料2-2

3.10 国の基準に追加して導入すべき豊田市内における付加的な収集・運搬のルール

PCB廃棄物の収集・運搬に関する国の基準化（ガイドライン化）のとりまとめ体系を表3-6に示したが、3.8でPCB廃棄物の安全かつ確実な収集・運搬のあり方として整理した事項（表3-5を参照）はほぼ網羅されている。

しかし、検討されている収集・運搬に関する国の基準は、安全かつ確実な収集・運搬を実施するのに最低限満たすべきルールとして規定されるものであるため、豊田市内でのPCB廃棄物の収集・運搬において安全性・環境保全性のさらなる向上や緊急時の早急な対応体制の整備を図るためには、国の基準以外に図3-2のような付加的な収集・運搬のルールを追加することが考えられる。

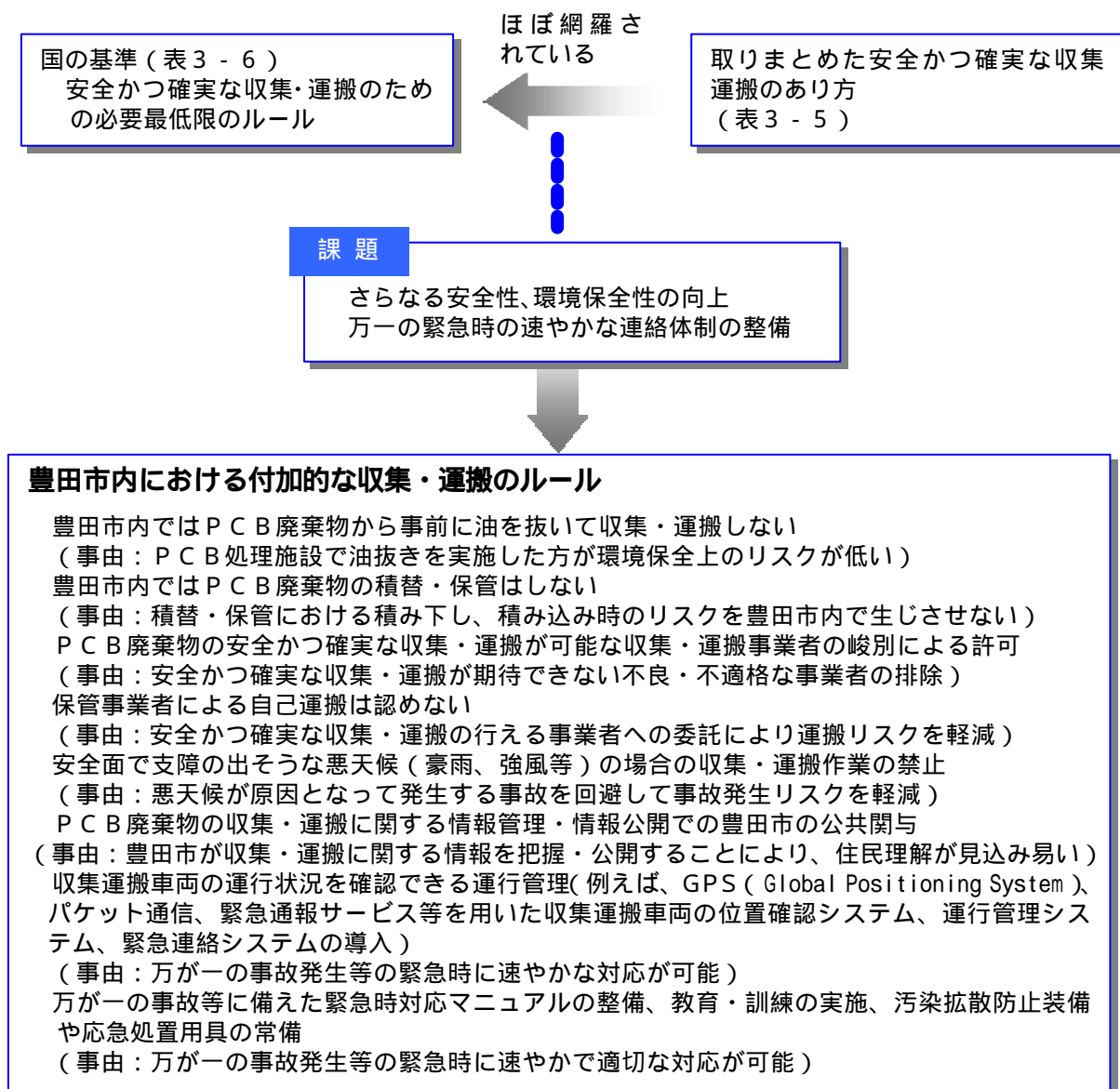


図3-2 国の基準に追加して導入すべき豊田市内における付加的な収集・運搬のルール

3.11 豊田市内におけるPCB廃棄物の安全かつ確実な

収集・運搬を担保するために必要な方法や措置

国が進めているPCB廃棄物の収集・運搬に係る基準を遵守するとともに、前節に挙げたような豊田市内における付加的な収集・運搬ルールの実施も担保するためには、以下のような方法や措置が考えられる。なお、図3-3及び図3-4に、安全かつ確実な収集・運搬を担保するために必要な方法や措置を示す。

(1) 安全かつ確実な収集・運搬計画の策定

PCB廃棄物の収集・運搬事業者は、安全性・環境保全性に十分配慮するとともに、万が一の事故等にも備えた収集・運搬計画を策定し、豊田市へ事前に報告する。

(2) 収集・運搬の実施状況の豊田市への報告

PCB廃棄物の収集・運搬事業者は、上記(1)で策定・事前届出した収集・運搬計画に基づいて、リサイクル可能物を利用する事業者や廃棄物処理業者などへ空容器解体物や反応生成物などの後処理を委託する。PCB廃棄物処理事業者は、リサイクル可能物利用事業者からリサイクルの実施状況、廃棄物処理業者からマニフェスト等による処理・処分の実施状況などを受けて、空容器解体物や反応生成物などの後処理の実施状況を豊田市へ報告する。

(3) PCB廃棄物の収集・運搬事業者と豊田市との安全かつ確実な収集・運搬の実施に関する協定の締結

PCB廃棄物の収集・運搬事業者が豊田市と締結する“PCB廃棄物の収集・運搬における安全性・環境保全性の確保に関する協定”には以下のような事項を盛り込み、安全かつ確実な収集・運搬の実効性を担保する。

PCB廃棄物の収集・運搬事業者は国が進めているPCB廃棄物の収集・運搬に係る基準を遵守すること。

PCB廃棄物の収集・運搬事業者は「PCB廃棄物の適正処理に関するガイドライン」を遵守すること。

PCB廃棄物の収集・運搬事業者は、安全性・環境保全性に十分配慮するとともに、万が一の事故等にも備えた収集・運搬計画を策定し、豊田市へ事前に報告すること。

PCB廃棄物の収集・運搬事業者は、PCB廃棄物の収集・運搬の実施状況を豊田市へ報告すること。

(4) 事故等の緊急時における連絡システムの導入

PCB廃棄物の収集・運搬車両に、緊急連絡システムを常備して、収集・運搬時の万が一の事故等の緊急時に携帯電話回線を使って関係機関(消防署、警察署、病院、保健所、豊田市役所等)への早急な連絡が可能になるように担保する。なお、緊急通報は、運転者が通報できない状態であっても、自動通報が可能である。

(5) 緊急時における対応マニュアルの整備、訓練の実施、対策装具の常備等の義務付け

万が一の事故等に備えて、緊急時対応マニュアルの整備、教育・訓練の実施、汚染拡散防止装備や応急処置用具の常備等を、「PCB廃棄物の適正処理に関するガイドライン」で収集・運搬事業者の役割・責務として規定して、その実行性を担保する。

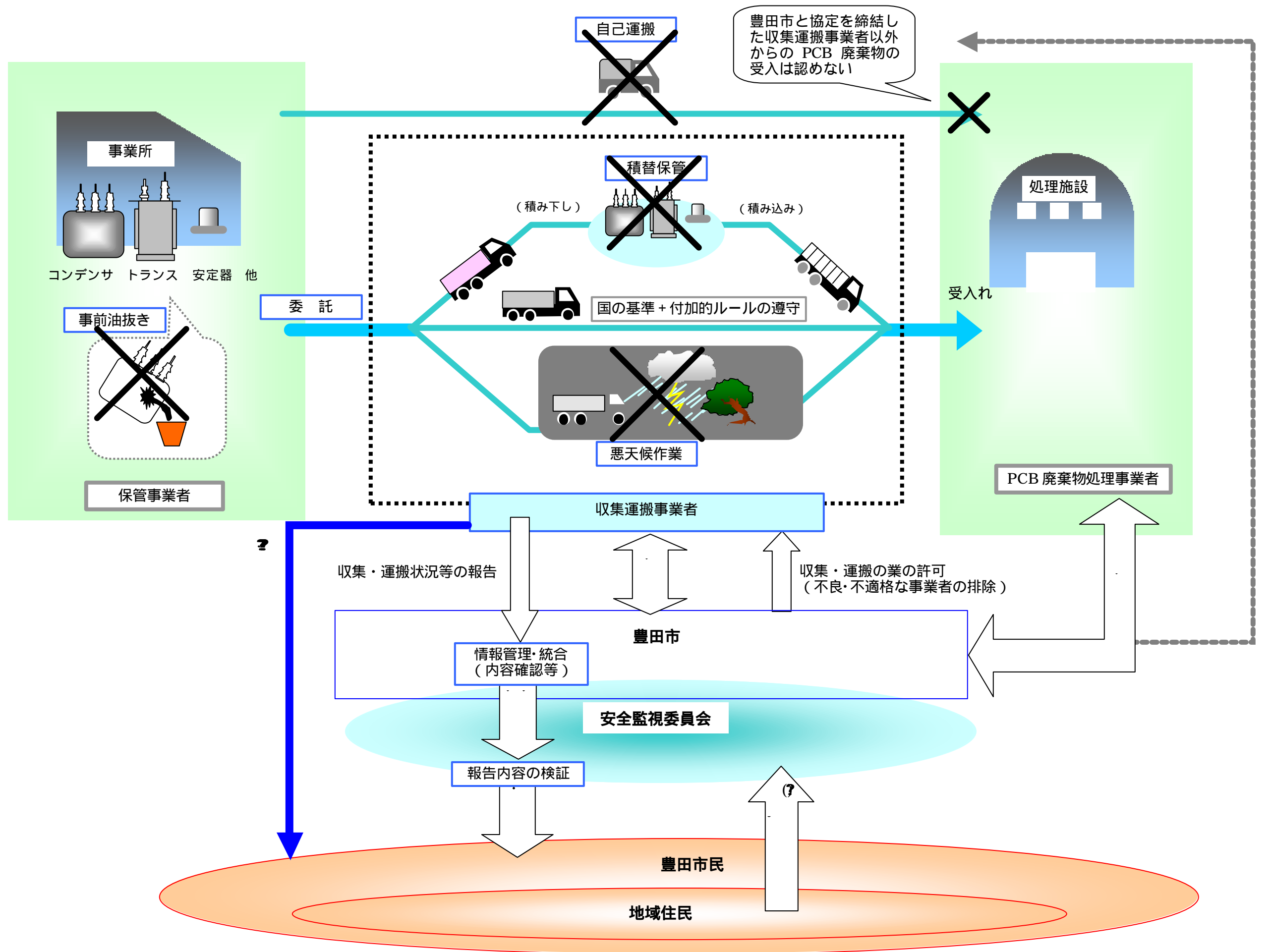


図3-3 豊田市内における PCB 廃棄物の安全かつ確実な収集・運搬を担保するための方法や措置 (その1)

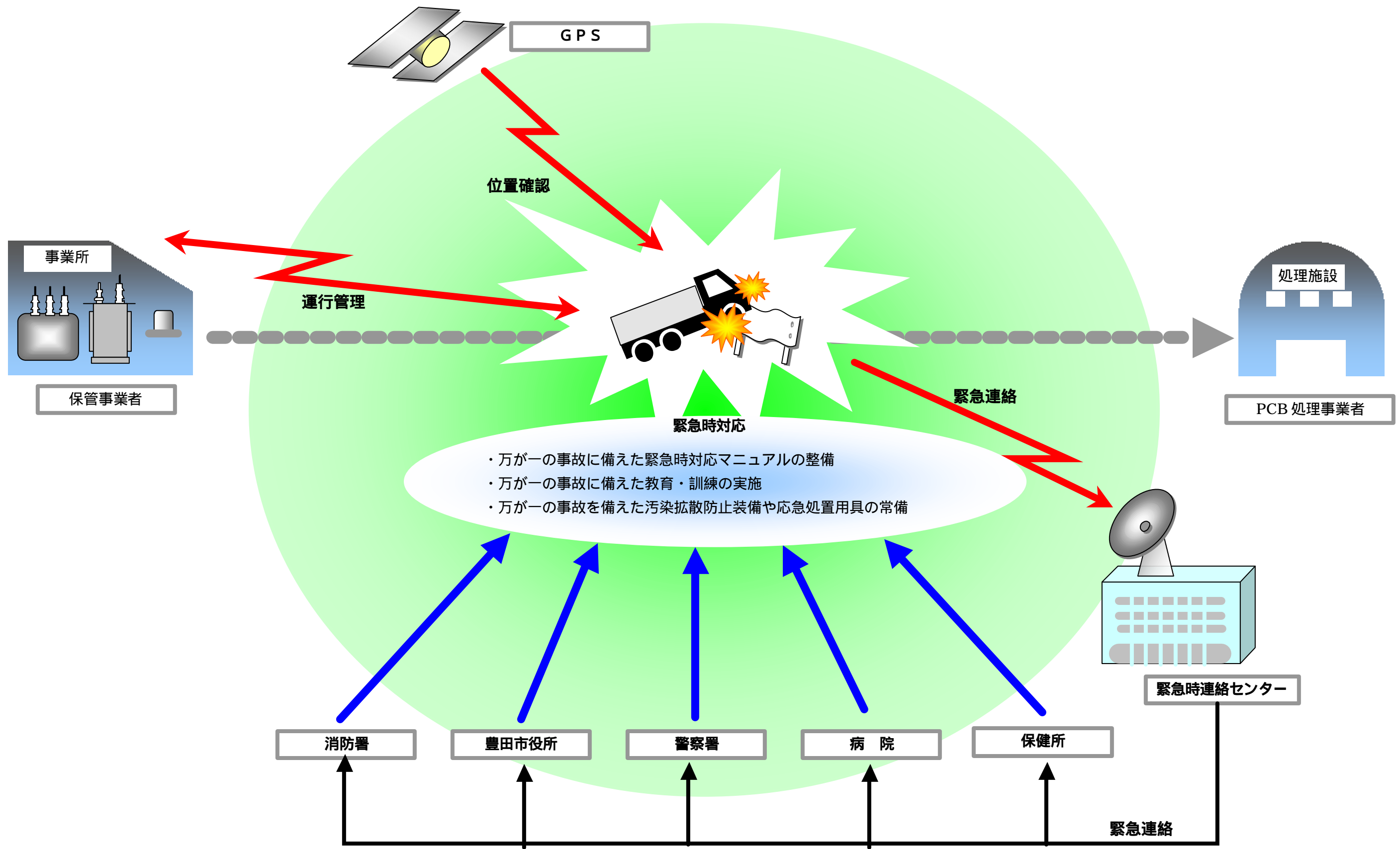


図3 - 4 豊田市内における PCB 廃棄物の安全かつ確実な収集・運搬を担保するための方法や措置 (その2)